

千葉県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年11月19日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第2423号
平成22年11月12日

千葉県監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第11号、平成20年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 積算について改善すべき事項

ア 手すり先行枠組足場の積算を適正に行うべきもの

[都市局：千葉市稲毛区保健福祉センター（仮称）新築工事、モノレール穴川
駅昇降机上屋設置工事]

公共建築工事積算基準によると、手すり先行枠組足場（以下「枠組足場」という。）の費用を積算する場合には、枠組足場の本体費用と併せて、枠組足場の最上階に取付ける安全手すり（以下「安全手すり」という。）の費用を別途計上することとなっている。

しかしながら、当該工事2件においては、現場では安全手すりが取付けられ、適正に枠組足場が設置されていたが、安全手すりの費用が計上されていなかった。

枠組足場の積算は、公共建築工事積算基準に基づき適正に行われたい。

講じた措置

手すり先行枠組足場の積算については、平成22年5月7日に、建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等に基づき適正に実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、建築部内において平成22年5月25日に研修会を開催し、公共建築工事積算基準等の積算に関する業務の確認を行った。

報告書番号 21 監査報告第 12 号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 契約について改善すべき事項

ア 建設リサイクル法に基づく事前説明を適正に行わせるべきもの

[経済農政局：中田地区拠点施設駐車場外整備工事]

[都市局：都市計画道路新田町村田町線外道路築造工事、都市計画道路寒川町 1 号線下水道施設工事、千葉港黒砂台線電線共同溝整備工事、千葉市稲毛区保健福祉センター（仮称）新築杭打工事、千葉市花見川区保健福祉センター（仮称）新築電気設備工事、砂浜プロムナード施設整備工事]

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（いわゆる「建設リサイクル法」）によると、コンクリートやアスファルトなどの特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が基準以上となる建設リサイクル法の対象工事となる場合は、同法第 12 条第 1 項に基づき落札者は発注者に対し、建築物等の構造、工事の着手時期、分別解体等の計画等について、請負契約締結前に書面交付により説明しなければならないこととなっている。

しかしながら、当該工事 7 件においては、書面交付による説明が行われたのは請負契約締結後となっていた。

建設リサイクル法に基づく書面交付による事前説明は、必ず請負契約締結前に落札者に行わせるようにされたい。

講じた措置

建設リサイクル法に基づく書面交付による事前説明については、平成 22 年 6 月 10 日に、都市局長及び農政部長からそれぞれの工事担当課長等に対し文書で通知し、請負契約締結前に落札者に行わせることを指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、工事担当職員は、落札者に対して事前説明を適正に行わせるよう指導するとともに、平成 22 年 6 月から、契約課にて落札者へ配布する文書に、事前説明について新たに掲載し落札者への周知を図ることとした。